

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：34305

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03396

研究課題名（和文）国連人権条約体における実施措置強化の合法性・正統性の再検討

研究課題名（英文）The Legality/Legitimacy of Reinforcement of Implementating Measures by the UN Human Rights Treaty Bodies

研究代表者

前田 直子（MAEDA, NAOKO）

京都女子大学・法学部・教授

研究者番号：80353514

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）： 国連人権諸条約に備えられた手続の実効性に関し、国際的手続の制度設計の観点からも多角的に検討するため、関連する国連総会決議、国連事務総長報告、各国政府や市民社会からのコメント、そして人権条約機関議長間会合の成果文書を考察材料として、条約機関に与えられたマンデートについて、国際法上の合法性・正統性の観点から考察した。

コロナ禍以降、国連総会や同人権理事会での積極的な議論や進展は見られないが、人権条約機関議長間会合の新たな報告審査手続の導入に向けたイニシアティブが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国連人権諸条約は、その多くが日本にも適用があり、個人の人権保障にとって重要な法的枠組みである。本研究はそうした人権条約の発展において、機構（運営体制）や手続（国家報告や個人通報）が、実体的側面（規範形成や遵守）に与える影響を実証的に検証する点に独創性がある。本研究の成果が、人権条約体（条約機関）の運営に関する方針決定に対して、一定の学術的貢献を果たすとともに、国内的な議論を主導する実務上の意義も有する。

研究成果の概要（英文）： This research aims to analyze the legality and legitimacy of the mandates of the UN human rights treaty bodies, in conjunction with the effectiveness of procedures provided by the UN human rights treaties, from broad and multifaced perspectives such as domestic implementation of the treaties, institutional design of the procedures and so forth.

Discussions at the UN General Assembly or UN Human Rights Council are relatively inactive since the Covid-19 pandemic, but it is to be noted that the Meetings of the Chairpersons of Human Rights Treaty Bodies have taken the initiative for discussion on possible new modality of State reporting procedure from the effectiveness and strengthening of human rights treaty bodies.

研究分野：国際人権法

キーワード：人権条約 国際連合（国連） 人権条約機関（人権条約体） 自由権規約 国家報告 フォローアップ
建設的対話

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

近年、人権条約に基づく人権保障制度は、将来的な人権侵害の再発防止を目的とした一般的救済措置(国内法の制定や改廃など)を締約国に義務付ける判決・勧告を増加させると同時に、それらの履行確保の手段を強化している。とりわけ欧州人権条約では、人権裁判所判決の不履行に対しても別途義務違反を問われることとなり、締約国の関心や国家的利益は判決履行に集中する傾向にある。それは、締約国は人権裁判所の最終判決に従わねばならないと規定する欧州人権条約第46条1項の義務とともに、政治的機関である欧州評議会閣僚委員会が、判決監視機能を担っていることが要因である。

上記の研究状況や後述の先行研究の動向等を踏まえて、以下の疑問が生じるに至った。その決定に法的拘束力が付与されていない国連人権条約体の中では、欧州人権条約下の判決履行と同様の議論が成り立たないことは自明である。しかし法的位置づけは異なるにしても、人権の保護・尊重という目的から、普遍的な国連人権諸条約がひろく締約国に遵守される実効性あるものとなるように制度構築・改革の重要性が認識され、国連総会はじめ様々な場でその議論が進められている。国連人権諸条約の実施に関する従来の先行研究は、とりわけ我が国においては、国内の実施に焦点を当て、既存の手続的枠組みのなかで、国際的に設定された規範・基準をどのように国内で実施するかという分析アプローチが主流であり、手続改正についても、人権条約体が1990年代以降に取り入れたフォローアップ手続の効果を挙げた研究が見られる程度にとどまっている。国連人権条約の実効性向上に関して、制度設計の観点からも多角的に検討した学術的研究は、重要性・必要性が高いにも拘わらず、我が国の研究者による成果はそれほど多くないのが実情である。また、実効性確保のための方策は、国際人権諸条約による人権保障が「条約」に立脚した制度である以上、国際法の原理・原則から外れるものであってはならない。国連総会決議に基づき2020年までに一定の評価を出すことが求められている「人権条約体強化」の議論に照らし、国際法上の合法性・正当性の観点から検証を行うことが重要な課題として浮かびあがった。

2. 研究の目的

国際人権法は、戦後70年の時を経て、人権の保護・尊重にかかる規範形成や手続整備という形で著しい発展を遂げてきた。しかし、国連の人権条約機関(以下、国連人権条約体)の判断・決定による規範形成の様態に関する研究は多くなされてきたが、国連人権条約体の活動内容の合法性・正当性については、すでに問題提起されてきたものの、実証的な研究は十分には行われていなかった。本研究では、2014年総会決議によって、2020(平成32)年までに最終的な評価を実施することが決定された「条約体強化(Treaty Bodies Strengthening)」の検討状況を基礎として、国連人権条約体のマンデートとは何かをその合法性・正当性(Legality and Legitimacy)の観点から検証することを目的とした。

3. 研究の方法

具体的な研究方法として(1)人権条約体改革の背景、(2)人権条約体活動の合法性・正当性に関する問題意識、(3)改革による勧告履行の実効性、の視点について、人権条約締約国、国連(人権条約体とそのサポート機関である国連人権高等弁務官事務所)、専門家・NGO、の三者の見解や行動の動態を考察し、(3)の検証や行動分析にあたっては、作業状況や地域グル

ープ毎の意見動向について計量的手法も用いることを検討した。

研究の第1段階として、「人権条約体強化」(Treaty Body Strengthening)に関与している主体とその構成、問題の所在と中核的論点について正確な把握に注力する。具体的には、「人権条約体強化」という課題が提起されるに至った背景を探り、何が国連人権条約体マンデートの合法性・正当性の観点から問題視されているのかを検証した。

続く第2段階として、現在国連総会において進行中の「人権条約体強化」議論の中核的論点のなかから、すでにこれまでに人権条約体により導入された改善策及び今後さらに検討が予定されている改善策と関連づけながら、強化議論をサポートしている国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)と政府間協議、その他人権NGOフォーラムのそれぞれにおける改革・改正に対する法的理解(とその相違)を、効率化という実務的要請と条約制度としての合法性・正当性の均衡点がどのように捉えられているのかを考察することを試みた。

最後に第3段階として、段階的に導入されている改革策をいくつか特定し、当該措置が、国際的平面での条約実施に、ひいては国内的実施に対して、いかなる効果を発揮しているかを考察することを計画した。

研究作業全体として、上記3段階の作業を通じて、人権条約体強化の最終目的である条約実施の実効性向上に、いかなる要素とその有機的結合が求められるかを明らかにすることを試みた。しかし想定外だったのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国連諸会議の延期やキャンセル、水際対策による渡航制限等であった。研究期間の延長が認められたが、後半の聞き取り調査のための海外渡航は困難で、資料調査中心あるいはオンライン会合への切り替えを余儀なくされた。

4. 研究成果

本研究は次の2本の柱(1)及び(2)を中心に進め、それぞれ以下の成果を得た。

(1) 既に実施されている手続の実効性、合法性及び正統性

「人権条約体強化」の議論に大きく関与している主体とその構成、問題の所在とその中核的論点の洗い出しを行い、1990年代終わりから2000年代初頭にかけての「人権条約体改革」から、2010年代以降の「人権条約体強化」に至るまでの、法的・政治的背景とそれらの差異の確認、「人権条約体強化」に関し様々な国家の参画を得て、活発な議論が展開されている要因の特定、前記と、人権条約体と締約国(当事国)との間の「建設的対話」醸成との相関関係に関する予備的考察、の3点から研究を進めた。そのなかで、自由権規約における国家報告審査とそのフォローアップ手続について対象を絞り、同手続の由来、条約規定との関係、手続規則改正による対応の是非等について、実効性の視点とも絡めて検討した。その結果、フォローアップ手続を条約規定から導くことは可能かもしれないが、2017年終盤まで実施されていた手続実施の態様には法的根拠や正統性を見出すことが困難であるとの結論に至り、論稿を公表した。(2017年末には、本研究成果による指摘に適合する形で、自由権規約委員会でのフォローアップ手続が改訂された。)

(2) 国連総会及び人権条約機関議長間会合での議論動向

国連総会では2014年以降、基本的には2年毎に「人権条約体強化」決議が、事務総長名による報告書とともに更新されているが、コロナ禍の影響や予算措置が期待値に到達しないことから、議論が活発化しているとは評価しがたい。他方で、締約国による報告提出の(大幅な)遅延(overdue)や、提出された国家報告あるいは個人通報の審査待ち(backlog)が、コロナ禍を挟んで一層の拡大を見せており、財政的人的リソースの拡充がなければ、人権条約機関は、現

時点でのマンデートも早晚遂行できなくなる危機に瀕している。

締約国間には様々な意見の隔たりがあり、新たな作業方法の導入はマンデートの逸脱であるとの意見も根強いため、事態打開策を検討し始めたのは、人権条約機関議長会合と国連人権高等弁務官事務所である。2022年以降具体的に喫緊の課題として検討されているのが、すべての国がそれぞれ批准している人権条約下での国家報告提出とその審査、フォローアップの3つの過程を、予見可能な8年サイクルで循環させていくという新たな運用方式である。ただしこうした効率性を意識した新たな方式による手続運用は、厳密な意味で、条約規定との整合性が確保されていると言えるのか疑問が多い。人権条約機関議長会合での議論は、本研究課題の最終年度（2022年度）を超えて継続予定であり、後継の研究課題の必要性を認識するところである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 前田直子	4. 巻 第3版
2. 論文標題 犯罪人引渡しと死刑 ジャッジ事件	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際法判例百選（第3版）	6. 最初と最後の頁 104 - 105
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田直子	4. 巻 11
2. 論文標題 「人権条約の実施における時間的管轄」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『現代国際法の潮流 : 人権、刑事、遵守・責任、武力紛争』	6. 最初と最後の頁 4-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田直子	4. 巻 31
2. 論文標題 「上陸拒否の特例：退去強制となった外国人に対する『留学』在留資格証明書の交付」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『国際人権』	6. 最初と最後の頁 119-121
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田直子、小畑郁、高村ゆかり、徳川信治、水島朋則、板倉美奈子、西片聡哉	4. 巻 119（4）
2. 論文標題 「解説・日本の国際法判例（15） 2017（平成29）年」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『国際法外交雑誌』	6. 最初と最後の頁 117-144
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田直子	4. 巻 1544
2. 論文標題 「国際法1 改宗と難民該当性（東京地判令和元・9・17）」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト『令和元年度重要判例解説』	6. 最初と最後の頁 274-275
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田直子	4. 巻 1
2. 論文標題 「国連人権条約における国家報告審査の実効性 総括所見フォローアップ手続の課題」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『実証の国際法学の継承』	6. 最初と最後の頁 121-142
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田直子	4. 巻 17
2. 論文標題 「難民認定事由としての宗教の自由に対する迫害 イラン人キリスト教改宗者に関する事例」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『京女法学』	6. 最初と最後の頁 1-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田直子、小畑郁、高村ゆかり、徳川信治、水島朋則、板倉美奈子、西片聡哉	4. 巻 118(4)
2. 論文標題 「解説・日本の国際法判例(14) 2016(平成28)年」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『国際法外交雑誌』	6. 最初と最後の頁 102-132
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田直子	4. 巻 3
2. 論文標題 「カディ事件」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『判例国際法（第3版）』	6. 最初と最後の頁 669-673
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田直子、小畑郁、高村ゆかり、徳川信治、水島朋則、板倉美奈子、西片聡哉	4. 巻 117巻4号
2. 論文標題 解説・日本の国際法判例（13） 2015（平成27）年	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『国際法外交雑誌』	6. 最初と最後の頁 190-218
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Naoko Maeda	4. 巻 60
2. 論文標題 Forty Years' Practice of the UN Human Rights Committee for Implementation of the Covenant: A Universal Model for the Protection and Promotion of Human Rights	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 212-242
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田直子	4. 巻 13
2. 論文標題 人権侵害の継続性と時間的管轄 ユスボヴァ対ロシア事件（自由権規約委員会見解、2015年7月21日）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 京女法学	6. 最初と最後の頁 51-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 前田直子、横田洋三、坂元茂樹、薬師寺公夫
2. 発表標題 世界人権宣言70周年記念シンポジウム：いま世界人権宣言を読み解く
3. 学会等名 人権大学講座2018（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 山形 英郎、比屋定 泰治、檜林 建司、黒崎 将広、桐山 孝信、松井 章浩、西片 聡哉、西村 智朗、岡田 順子、木原 正樹、板倉 美奈子、中坂 恵美子、前田 直子、稲角 光恵、川島 富士雄、繁田 泰宏、中井 伊都子、小坂田 裕子、徳川 信治、湯山 智之	4. 発行年 2018年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 430
3. 書名 国際法入門〔第2版〕	

1. 著者名 小畑 郁、江島 晶子、北村 泰三、建石 真公子、戸波 江二（以上、編者）、前田直子ほか62名	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 572
3. 書名 ヨーロッパ人権裁判所の判例	

〔産業財産権〕

〔その他〕

京都女子大学教員業績データベース（法学科・前田直子） http://gyouseki-db.kyoto-wu.ac.jp/Profiles/2/0000175/profile.html

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------